

あげまつだより



令和8年3月26日発行
No.24 上松町

からだやこころの相談 4月の相談日程

①町の健康相談 ※事前に連絡が必要になります。 (TEL 52-2825)	4月23日(木) 13:30~16:00 場所: 上松町役場	内容: 保健師・管理栄養士による 健康相談 (血圧測定・体組成計測定など)
②こころの健康相談(ともにサテライト) ※予約は必要ありませんので直接お越しください。	4月27日(月) 10:00~12:00 場所: いきいき広場こまくさ	内容: 精神保健福祉士による個別相談
③精神保健福祉相談・思春期相談 ※事前に予約が必要になります。 (TEL 25-2233)	4月28日(火) 14:00~17:00 場所: 木曽保健福祉事務所 (木曽合同庁舎1階)	内容: 精神科医師による個別相談

◎悩みや不安を抱えて困っている時は、気軽に相談できる場所があります。

電話やSNSでの相談窓口

⇒ [まもろうよこころ](#) で検索 QRコードからでも検索できます。



◎長野県が運営する「こころの相談・情報ポータルサイト」ができました。

日々の移ろいを映す窓のようにあなたのこころの変化に寄り添います。

⇒ [こころのまど信州](#) で検索 QRコードからでも検索できます。



【問い合わせ】住民福祉課保健衛生係(電話: 52-2825)



上松町生活応援商品券について



令和8年3月12日(木)の回覧にてお知らせしました、上松町生活応援商品券について、一部記載内容に誤りがありましたので下記のとおり訂正いたします。

【訂正箇所】

(誤) 1. 商品券について 支給額 1人 20,000円分の商品券

(内、4,000円分については、食料品等の利用可能)

(正) 1. 商品券について 支給額 1人 20,000円分の商品券

(内、4,000円分については、食料品等のみ利用可能)

※「食料品等」・・・食料品や飲食店等で利用が可能です。

【お問い合わせ先】 上松町 企画財政課 企画政策係 (Tel 52-4901)

◆◆◆ケーブルテレビ放送予定◆◆◆

4月1日より令和8年度のあげまつ体操は次のグループに変わります。

1日4回体操すると、自分の体重分のカロリーを消費します。

一緒に体を動かしましょう。

① 午前 7時30分 2025年度 上松保育園年長児

② 午前 11時30分 町職員

③ 午後 3時00分 かやの木芸術舞踊学園 ゆきこま会 上松教室

④ 午後 7時00分 2025年度 上松小学校6年生





町営住宅入居者募集(世帯用)



種類	定住促進住宅
住宅名	田代ハイツH
所在地	上松町大字小川
募集戸数	2戸
建設年度	令和7年度(新築)
規模	3LDK
家賃	65,000円(子供の居る世帯50,000円)
敷金	130,000円



- 募集期間 令和8年4月1日(水)～令和8年4月16日(木) 午後5時締切
- 抽選日程 令和8年4月20日(月) 午後5時30分 於：上松町役場
※抽選の有無に関わらず来庁をお願いします。
- 必要書類 ①入居申込書 (上松町役場にあります(HPダウンロード可))
②確約書 (上松町役場にあります(HPダウンロード可))
③世帯全員の住民票(続柄表示のもの)
④申込者及び同居者の所得証明書
⑤市町村税等納税証明書(納税義務のある方全員分)
⑥各種、証明事項(心身障害他)があれば証明書等
※⑥については省略できるものとできないものがありますのでご相談ください。
- 入居基準 ●町内に引き続き居住しようとする就業者又は今後町内に定住しようとする就業者で現に住宅を必要としていることが明らかな方。
●令和8年6月1日までに入居可能な方。
- 注意事項 ◇世帯用住宅ですので单身の方は入居できません。
◇下記に当てはまる世帯の方からの申込みは優先入居の対象となります。
・現在町外に居住し、今後町内に定住しようとする世帯
・小学生以下の子を養育する世帯
・妊娠中の者を有する世帯
- *入居者及び同居者が暴力団員及び暴力団員であることが疑われる場合は入居できません。
*町営住宅はペットの飼育は禁止です。
*市町村税等及び、公共の料金(上下水道料金等)に滞納がある場合は入居できません。
*家賃にはCATV使用料及びインターネット接続サービス料(光1G)が含まれています。
*内部見学については4月6日以降随時実施します。ご希望の方は下記までご連絡ください。
【お問い合わせ先】 総務課管財住宅係 52-4801(課直通)



ワンポイント刺繍教室「糸とお茶。」



地域おこし協力隊主催イベント情報 ワンポイント刺繍教室「糸とお茶。」

日 程：火曜開催：4月 7日、14日、21日、28日
土曜開催：4月18日、25日
時 間：①10:00～12:00、②13:30～15:30
③19:00～21:00 の3コース

場 所：よろまいか

参加費：各回1,000円

※道具の貸出あり。初めての方でも安心してご参加いただけます。
(刺繍をあしらいたいものがある場合はご持参ください。)

企 画：地域おこし協力隊 中村

お申込：上松町役場企画財政課企画政策係 TEL：52-4901

またはInstagram DM (@ito_to_ocha.) まで



ITO_TO_OCHA



運転免許更新時講習会 開催



上松町交通安全協会では、下記のとおり運転免許更新時講習会を開催します。

【日時】 令和8年4月17日（金）
 受付：午後6時00分～
 講習会：午後6時30分～8時30分頃まで



【場所】 ひのきの里総合文化センター 2階大会議室

【内容】 運転免許更新時講習（特定任意講習）
 安全運転の知識・技能・運転適性に関する講義及び映像による講習

【対象者】 ●運転免許をお持ちの方で、令和8年10月17日（土）【6ヶ月以内】までに免許更新を予定している満69歳までの方。
 ●過去5年以内に事故や違反で1点以上の違反がある方・初回更新対象者の方は、この講習を受講すると、木曽警察署で運転免許証の更新手続きができ、その際の講習が免除されます。
 ※無事故・無違反の方も受講すれば、30分の講習は免除されます。
 ※この講習を受講しない場合は、中南信運転免許センター（塩尻）で手続きを行い1～2時間の講習が義務づけられます。
 ●免許更新手続きは誕生日の1ヵ月後まで可能ですが、令和8年10月18日（日）以降に更新する場合、この講習は「無効」となります。
 ●更新期間満了日の年齢が70歳以上の方は、高齢者講習の受講義務があるため、この講習は対象外となります。ご注意ください。

【受付方法】 当日会場にて受付手続きを行ってください。事前の連絡等は不要です。

【講習料】 1,400円（当日徴収します。）
 ※おつりが要らないよう、お願いします。

【持ち物】 運転免許証・筆記用具・講習カード（無い方は新規に作成します。）

【その他】 お車でお越しの方は駅前公園駐車場（無料）、「えきまえホッと広場」（無料）、駅前ふれあい広場（無料）、上松町役場駐車場（無料）等をご利用下さい。

【お問合せ先】 上松町交通安全協会事務局（役場危機管理課 52-4902 内線221）

●緊急当番医予定表（令和8年4月）●



年	月	日（曜日）	医院名	町村名	電話番号
令和	8年	4月 5日（日）	古根医院	大桑村	55-1188
		12日（日）	田澤医院	木曽町開田	44-2008
		19日（日）	大脇医院	上松町	52-2023
		26日（日）	木曽みたけ診療所	木曽町三岳	46-2266
		29日（水）	奥原医院	木祖村	36-2264

※上記は変更になる場合もありますので、事前にご確認をお願いします。（木曽医師会提供）
受診の際は、必ず電話連絡をお願いします。



木曽地域農業入門講座



令和8年度木曽地域農業入門講座 受講生募集のお知らせ
木曽農業農村支援センターでは、定年退職や移住、子育てが一段落した方などで農業を始めてみたい方、農業に興味がある方などを対象として、以下のとおり農業入門講座を開講します。

ご希望の方は、お問い合わせの上、申し込みください。

【期 間】令和8年4月下旬 ～ 令和8年10月 まで

【場 所】木曽合同庁舎や木曽郡内の畑など（予定）

【内 容】講座は2ヶ月1回程度、平日に開催します。

農薬の使い方、土づくり、鳥獣害対策、先輩農家さんの畑見学 など

【申込方法】電話、FAX、メールにてお申込みください。

【申込締切】令和8年4月20日（月）まで

【募集定員】なし

【受講料】無料

【開講式】令和8年4月27日（月）10:00～11:30

木曽合同庁舎4階 403会議室（木曽町福島2757-1）

★申込先、問い合わせ先

〒397-8550 木曽町福島2757-1（木曽合同庁舎3階）

長野県木曽農業農村支援センター 技術経営普及課

TEL：0264-25-2230 FAX：0264-22-4346 メール：kiso-aec@pref.nagano.lg.jp



自動車事故被害者への支援について



「自動車事故被害者への支援」について独立行政法人自動車事故対策機構（NASVA）では、自動車事故を原因として介護を必要とする重度後遺障害の方々とそのご家族の経済的・精神的負担の軽減を図るために、様々な支援を行っています。

①介護料の支給	自動車事故が原因で脳・脊髄・胸腹部臓器を損傷したことにより重度な後遺障害が残り、常時又は随時の介護が必要な方に、介護料を支給。 （月額36,500～211,530円） ※介護保険、労災保険の介護（補償）給付等との併給不可
②短期入院・入所費用助成	短期入院・入所を利用した際の患者移送費、室料差額負担金及び食事負担金等に要する費用として自己負担し多額の一部を助成。 （年間45日かつ年間45万円まで）
③療護施設の設置・運営	自動車事故による重度後遺障害者のための専門病院を全国12か所で設置・運営。（入院期間は概ね3年間）
④友の会	交通遺児等とその家族を会員とする「友の会」を設置し、会報の発行や子ども同士・保護者同士のコミュニケーションの場を提供するなどの精神的支援を実施。
⑤交通遺児等貸付	自動車事故により保護者が死亡又は重度後遺障害者となったお家族のお子様に対し、中学卒業まで生活資金の無利子貸付を行う。
⑥自動車事故被害者への相談支援	自動車事故被害者の相談先の確保・充実のため、同じ悩みを持つ当事者の所属する事故被害者・遺族団体の相談窓口をHP上で公表。 各種無料で相談できる窓口を電話で紹介（電話番号：0570-000-738）
⑥介護者なき後に備えるための情報提供	介護者が先に亡くなったり、老齢や病気等により介護が出来なくなった場合に対応するために必要な情報を集め、ナスバホームページに掲載し情報提供している。

※金額や病院数、施設数等については【令和7年4月1日】現在

【問合せ先】自動車事故対策機構 長野支所 電話：（026-480-0521）
〒381-8556 長野県長野市南長池710-3 長野県トラック会館2階